

第31回 藤枝市総合教育会議

日 時 令和8年2月3日（火）午後1時30分～
場 所 藤枝市役所西館3階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 協議事項

教員のこども家庭センターへの配置による教育と福祉の連携強化について
～ 教育と福祉の連携を「個人技」から「仕組み」へ～

(別添資料1)

5 報告事項

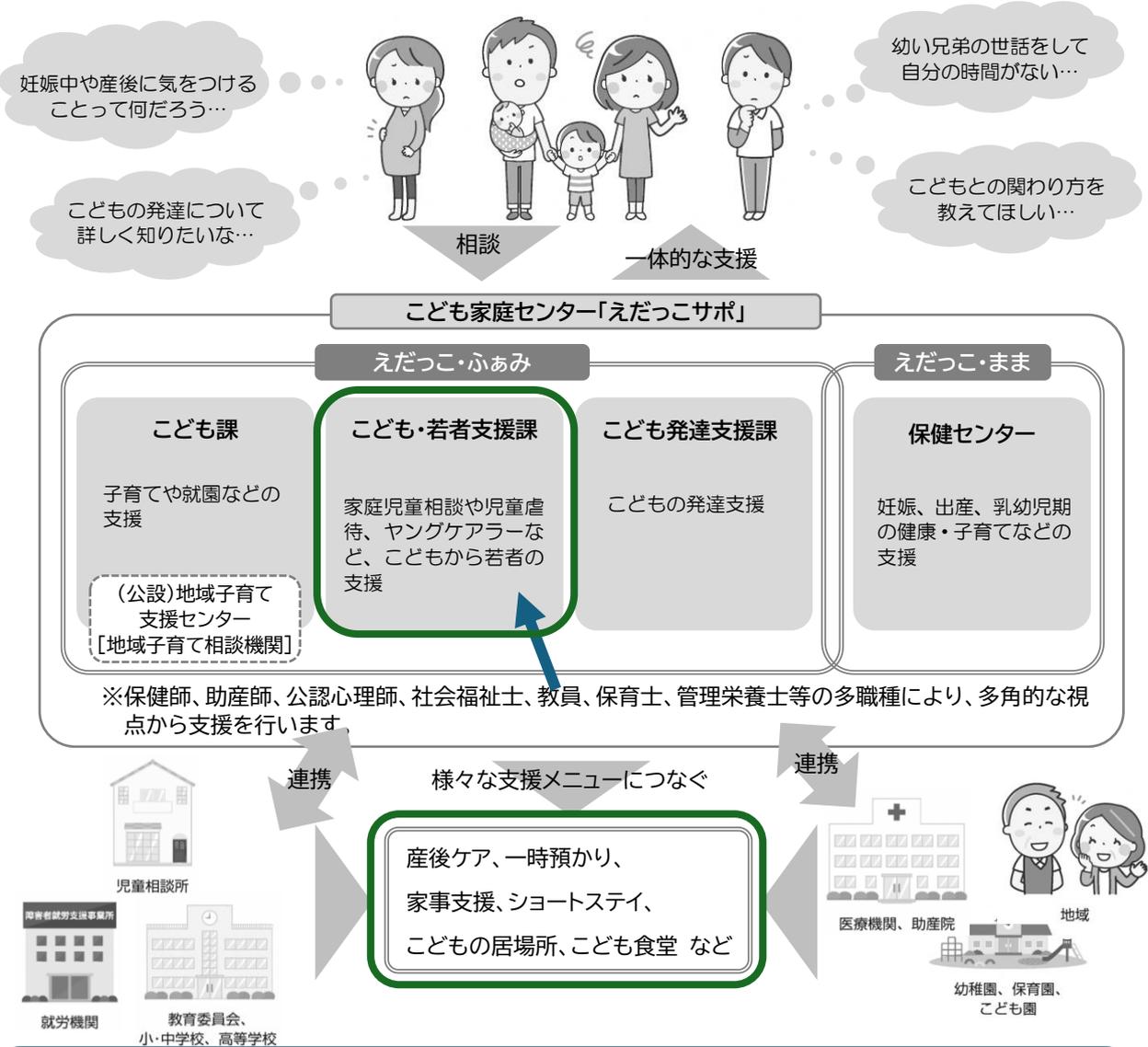
藤枝市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
(別添資料2)

6 閉 会

教育と福祉の連携を「個人技」から「仕組み」へ
～教職がこども家庭センターに異動して見えたこと・できること～

こども・若者支援課

1 【藤枝市こども家庭センター「えだっこサポ」】とは



行政として、学校のココが安心につながる

- ・連携を「担当者の経験」に依存させず、行政サービスとして再現可能にする
- ・支援を前倒しし、その後の深刻化・危機対応の増加を抑える
- ・学校の抱え込み、家庭のたらい回しを減らし、支援効果を上げる

2 課の業務内容… 「教育」と「福祉」の【つなぎ役】の重要性

- ・こども・若者及び家庭への相談支援
- ・[児童虐待・ヤングケアラー・不登校・引きこもり・就労・子育て・若者等]
- ・相談機関や支援メニューにつなげる

3 教育と福祉の「つなぎ役(教職配置)」が効果的な 3 機能

こども家庭センターの中の教員 = 「学校の事情が分かる福祉の窓口」

- (1) 翻訳: 学校語⇔福祉語のズレを埋め、状況整理を速くする
- (2) 交通整理: 窓口と主担当(ケースの舵取り)を決め、動きを一本化する
- (3) 標準化: 同意・情報共有・会議・危機対応を「型」にして迷いを減らす

【期待される効果】

- ・初動が速くなる(相談→初回対応の短縮)
- ・支援の漂流が減る(主担当明確化、ToDo 管理)
- ・異動があっても回る(運用が個人に残らない)
- ・家庭の負担が減り支援離脱を抑える

4 なぜ今、教育×福祉連携か …別添「取組成果」

- ・課題が複合化(不登校・養育困難・生活困窮・ヤングケアラー・発達特性 等)
- ・学校単独では解決が難しい領域が増加
- ・「困ってから」では遅いケースが増え、予防・早期介入が重要

5 連携が難しいのは“努力不足”ではなく構造

- (1) 情報共有: 個人情報・守秘・同意への不安で止まりやすい
- (2) 役割: 主担当が曖昧で結局学校に戻る
- (3) 文化: 優先順位・言語・時間感覚が違い意思決定が遅れる
- (4) 継続: 異動で関係が切れ、ノウハウが個人依存になる

6 目指す姿(合言葉)

「早い・切れ目ない・一本化」

- ・学校は抱え込まない
- ・家庭をたらい回しにしない
- ・子どもの安全と育ちを中心に

7 役割整理(負担軽減の設計)

【学校】教育活動/学びの場の調整/校内支援体制

【福祉】家庭支援/経済面/サービス調整/関係機関連携

【つなぎ役(教職@センター)】境界調整、主担当決定、連絡一本化、運用の型づくり

8 今後の展望

- 「こころの健康アプリ」の導入で心の様子を可視化し、児童生徒の悩みに速やかに対応する仕組みづくりをすすめる。
- 切れ目ない支援体制を構築するため、支援が必要になりそうな児童生徒に対して、義務教育卒業前に福祉部門とつなげるネットワーク充実させる。(不登校・引きこもり)
- 予防教育の啓発として、高校生以上の思春期講座の展開と小学校低学年や幼児に向けての性教育をすすめる。

子どもの命を守るための思春期講座の充実

こども家庭庁より先進事例として、紹介される。今後全国での「いのちの安全教育」を展開するにあたり、教育と福祉の連携の成功事例として、藤枝市の取り組みが注目された。またプレコンセプションケアに係る周知啓発に関して、自治体・教育機関等の協働で今後も推進していく事業となる。

1 趣旨

「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議令和 2 年 6 月 11 日決定）の「教育・啓発活動に通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、子どもを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の推進が出され、生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育が求められている。（「生命の安全教育」については、令和5年度より全国各小中高の各学校において教育開始とされている。）

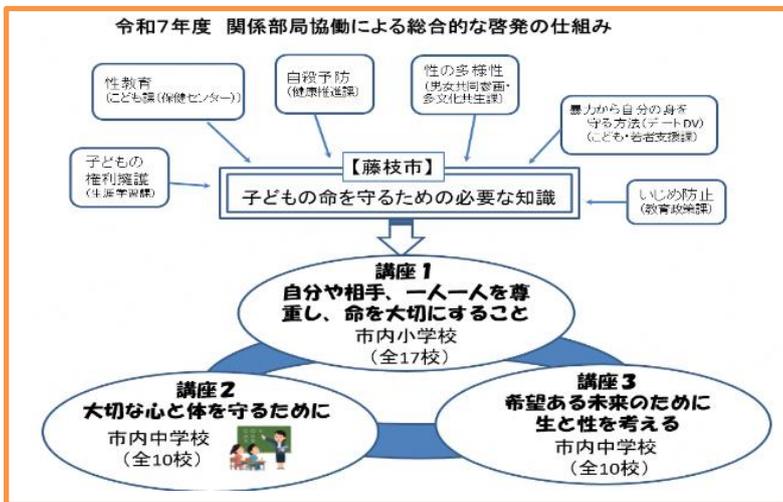
本市においても、関係部局協働で、「未来を担う子どもたちの命を守るための必要な知識の総合的な啓発」を目的とし、市内小中学校にて講座を実施している。

2 目的(ねらい)

- (1) 生命の尊さを学び、生命を大切にす態度を育成
- (2) 自他を尊重し、困難場面で適切に意思決定・行動選択できる力を育成
- (3) 相談行動の促進と、早期の相談・支援につながる導線の確保

3 藤枝市の特徴(強み)

- (1) 学校教育(予防教育)と、福祉・保健等(相談・支援)を一体の導線として設計。国の「生命(いのち)の安全教育」(性犯罪・性暴力対策の強化方針の趣旨)を踏まえた取組
- (2) 学習指導要領に基づく学校の性に関する指導と整合させ、学校教育活動の一部として実施
- (3) 「第2期 藤枝市教育振興計画 教育大綱」との整合
- (4) 希望制・分散型の講座から、市として標準化した講座へ転換(全員に毎年届ける体制を整備)
- (5) 関係部局協働により内容を統合・体系化し、学校の実施負担と質を両立
参画：こども未来応援局、健やか推進局、市民協働部、教育委員会
- (6) 専門家及び学校関係者(養護教諭等)の助言を反映



第2期 藤枝市教育振興計画 教育大綱

目標1 互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実
政策1 豊かな心の育成
施策2 互いを尊重しあえる心の育成

目標2 個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実
政策1 たくましく生きる力の育成
施策5 命を守る教育の推進

4 指導上の配慮

- (1) 発達段階への配慮、校内共通理解、保護者理解の確保
- (2) 集団指導と個別指導を区別し、必要に応じて支援につなぐ

学校内:担任/養護教諭/SC 等 市:こども・若者支援課 等

「講座で気づく」→「学校で受け止める」→「必要に応じて関係機関につなぐ」流れを前提化

5 生命の安全教育における児童生徒の目標【授業で人を育てる 5つの柱】

- (1) 自己の発達課題に対して適切なタイミングで相談すること。【自己決定】
- (2) よりよい人間関係について考えることができる。【相手とのかかわり】
- (3) 「自分らしさ」に気づく。【存在感】
- (4) 親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にすることが大事とわかる。【人間的ふれあい】
- (5) 自己の心身の成長発達を踏まえ、発達の段階に応じて正しく理解し、直面する課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる。【発達の可能性】

6 学校における性に関する指導について ……別添「参考資料」

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。【学習指導要領解説（保健体育編）】

主な教材の内容

【幼児期】
 ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
 ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
 ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】
 ・自分と相手を守る「距離感」について
 ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
 ・二次被害について
 ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】
 ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
 ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
 ・いやな触られ方をした場合の対応
 ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】
 ・性暴力の例
 ・身近な被害実態
 ・性暴力が起きないようにするためのポイント
 ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等

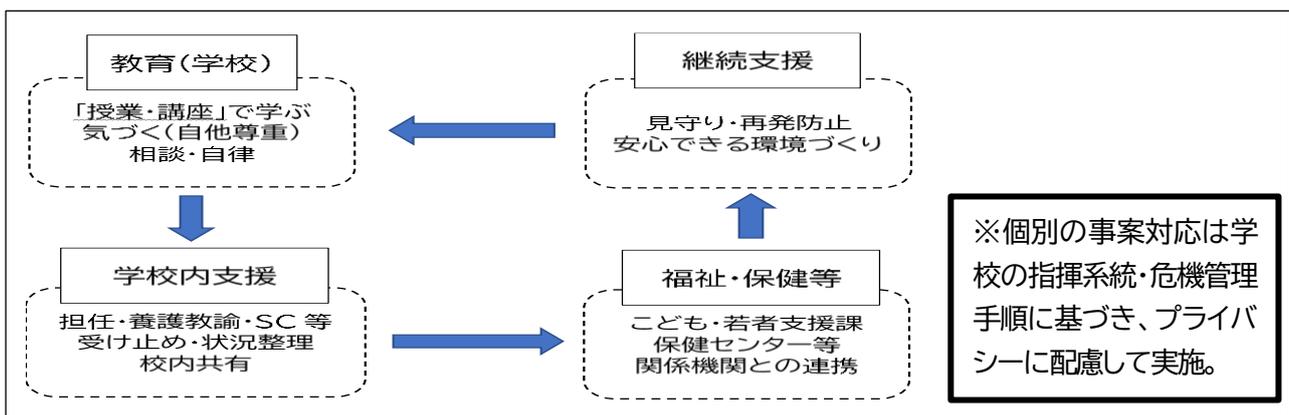


【中学校】
 ・自分と相手を守る「距離感」について
 ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
 ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】
 ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

教育と福祉の連携イメージ図 ～ 講座を起点とした支援導線 ～



性教育の内容と教科の関連系統一覧表

豊かな学びで 笑顔をつなぐ

夢や志、生きがいを持ち、学び続け 豊かな心と、健やかな体を持つ人

子どもの命を守る安全教育

【自立（自立）】個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実

【共生（協働）】互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実

		いのちのつながり【生命尊重】	自分を育てる【体と心】	自分を守る【情報・安全】	社会の一員【互いの尊重（性の多様性）】
幼稚園 小学校	5歳児		【だいじなからだ(学級活動)】		
	低学年	【たいせつないのち】(学級活動)	【からだをせいけつに】(学級活動)	【さそいにのらない】(学級活動)	【みんななかよし】(学級活動)
		【ちいさなふとん】(道徳科1年)	【もうすぐ8さい】(道徳科2年)	【自分の体は自分のもの】(学級活動)	
	中学年	【マチスグスージ】(道徳科3年)	【体の成長とわたし】(体育科) ・育ちゆくわたしたちの体 ・思春期にあられる変化 ・よりよく成長するための生活	【どうしたらいいの】(学級活動)	【みんな同じだったら】(道徳科4年)
【生きているしるし】(道徳科4年)		【「わたしらしさ」をのばすために】 (道徳科3年)	【メディアとわたしたち】(学級活動)	【わたしらしく・あなたらしく】 (学級活動)	
高学年	【ヒトのたんじょう】(理科)	【心の健康】(体育科) ・心の発達 ・心と体のつながり ・不安やなやみがあるとき	【自分で守ろう】(学級活動)	【共に伸びよう】(学級活動)	
	【三十八億年の命】(道徳科5年)	【病気の予防】(体育科) ・病気の起こり方 ・感染症の予防	【情報社会に生きるわたしたち】 (学級活動)	【多様な性について知ろう】 (学級活動)	
	【命のかがやき】(道徳科6年)			【私には夢がある】(6年)	
【自分や相手、一人一人を尊重し、命を大切にすること】 思春期講座①（特別活動）					
中学校	1年	【いろいろな生物とその共通点】 (理科)	【心身の機能の発達と心の健康】 (保健体育科) ・心の発達 ・自己形成と心の健康 ・心と体の関わり ・欲求と心の健康 ・ストレスによる健康への影響 ・ストレスへの対処の方法	【心身の機能の発達と心の健康】(保健体育科) ・異性の尊重と性情報への対処	【ことばの向こうに】(道徳科1年)
					【私の話を聞いてね】(道徳科1年)
	2年	【命が生まれるそのときに】 (学級活動)		【傷害の防止】(保健体育科) ・犯罪被害の防止	【思春期の性への関心について 考える】(学級活動)
		【生物の体のつくりとはたらき】 (理科)			
【大切な心と体を守るために】 思春期講座②（特別活動）					
3年	【生命の連続性】(理科)	【健康な生活と疾病の予防】(保健体育科) ・性感染症の予防 ・エイズの予防	【現代社会の特色】(社会)		
	【命と向き合う】(道徳科3年)		【私たちの生活と文化】(社会)		
【希望ある未来のために生と性を考える】 思春期講座③（特別活動）					
高等学校		【現代の感染症とその予防】(保健体育科) ・エイズ及び性感染症	【生涯の各段階における健康】(保健体育科) ・思春期と健康 ・結婚生活と健康	【大切な心と体を守るために～性とよりよい人間関係について】(保健体育科)	

計画策定の背景

文部科学省指針や関連法令の改正により、業務量の適切な管理や超勤時間の抑制を目的とした「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が求められています。藤枝市では、令和4年3月に策定した「藤枝市立小中学校の働き方改革プラン」を見直し、本計画として再整理します。

基本的な考え方

働き方改革により無駄や非効率な業務を見直すことで、こどもと向き合う時間、授業の質を高める時間を確保します。教職員が心身ともに健康で、専門性を発揮できる勤務環境を整えることで、教育の質の更なる向上につなげます。

取組の柱

☑業務の見直し

業務の3分類を踏まえた見直し



💡措置の推進

組織的に進める働き方改革



⊕健康福祉の確保

心身のケアと安心して働ける環境づくり



役割分担



学校

- ・実施計画に基づく「基本的な方針」の策定
- ・業務の適正化および健康確保措置の実施
- ・教職員の在校等時間の把握と勤務状況の確認
- ・学校運営協議会への取組状況の報告



教育委員会

- ・実施計画策定・公表、総合教育会議への報告
- ・在校等時間の把握・分析により、市全体の状況や課題の明確化
- ・学校に対しての指導・助言・必要な支援
- ・研修、ICT環境などの制度面の整備



学校運営協議会

- ・学校が作成する「基本的な方針」の承認
- ・働き方改革の実施状況の確認、助言
- ・学校との連携による、業務の適正化や負担軽減のための協力体制の構築

現状と目標

【時間外在校等時間】

月45時間以下の割合		年360時間を超える人数	
現状値(R6)	100%	現状値(R6)	0人
小学校	83.8%	小学校	90人
中学校	71.2%	中学校	116人

【働きがい】

働きがいを感ずる割合		健康診断の再受診率	
現状値(R6)	100%	現状値(R6)	100%
93.4%		74.6%	

計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

毎年度のフォローアップ(点検・評価)



**藤枝市立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
（藤枝市立小中学校の働き方改革プラン）**



令和8年1月

藤枝市教育委員会

－目次－

1章	はじめに	1
2章	計画の趣旨、現状	2
3章	前プランにおける働き方改革の取組と成果	4
4章	取組の実施	5
5章	プランの推進体制	7
6章	フォローアップ（点検・評価）について	8

1章 はじめに

1 働き方改革に取り組む背景

学校が子どもたちの笑顔あふれる場所であるためには、毎日子どもたちと向き合う教職員が心身ともに健康で、魅力的な存在であることが重要です。しかし、目まぐるしい社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教職員の長時間勤務は看過できない状況にあります。

このような状況を改善するために、本市では静岡県教育委員会より指定を受けた「未来の学校『夢』プロジェクト」や、本市独自に策定した「藤枝市立小中学校の働き方改革プラン」に取り組み、一定の成果が見られました。

その一方で、令和8年には、改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という）」が施行され、業務量の適切な管理や、時間外勤務の抑制が厳格に求められることになりました。

また、国が定めた指針においても、在校等時間の客観的把握や業務の適正化を一層強化することが示されています。

こうした国の動向を踏まえ、本市でも引き続き業務の改善を図り、教職員が子ども一人ひとりに向きあう時間を十分確保し、質の高い教育の実現を目指すため、新たに本計画を策定することとなりました。

2章 計画の趣旨、現状

1 計画の趣旨

教職員が笑顔で子どもたちと向き合う時間を確保することによって、教育の質の向上を図るとともに、効果的・効率的な教育活動により、変化の激しい時代における持続可能でウェルビーイングな学校づくりを推進します。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域との連携や協働により、学校・家庭・地域の三者が一体となって子どもたちを育む教育の実現をめざします。

本計画は、令和4年3月策定の「藤枝市立小中学校の働き方改革プラン」を改定し、給特法第8条に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」とする）として定めるものです。

2 本市の教職員の現状

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	45 時間／月 以下の割合	80 時間／月を 超える割合	360 時間／年を 上回る教職員	月平均時間外在 校等時間
小学校	83.8%	0.65%	21.1%	月 26.8 時間
中学校	71.2%	3.1%	44.4%	月 38.0 時間

※令和6年4月～令和7年3月

令和6年度の時間外在校等時間について、45時間を超える教職員は小学校で約16%、中学校で約28%となり、前回調査からは減少しています。一方、80時間を超える教職員も一定数おり、中学校では約3%が該当しています。

長時間勤務の改善は進んでいるものの、健康障害リスクの観点から、引き続き働き方改革の推進が必要です。

【ストレスチェックにおける設問「働きがいのある仕事だ」についての回答状況】

	① そうだ	② まあ そうだ	③ やや ちがう	④ ちがう
令和6年度	42.3%	51.1%	5.9%	0.8%
令和7年度	46.1%	48.2%	5.1%	0.7%

ストレスチェックにおける「働きがい」に関する設問では、肯定的な回答が令和6年度で93.4%、令和7年度で94.3%となっており、高い水準を維持していますが、全ての教職員が働きがいを実感できるよう、引き続き働き方改革の推進が必要です。

3 計画期間と対象

【計画期間】

令和8年度から令和11年度（4年間）

【対象】

藤枝市立小中学校の教職員

4 目標

業務改善を進めることで、教職員がこどもと向き合う時間や授業準備、自己研鑽の時間を確保し、働きやすさと働きがいの両立を図ります。また、長時間勤務を是正し、教職員の心身の健康を守ります。さらに、家庭・地域・関係機関との連携により、負担を分担し、より良い教育環境づくりを進めます。

本プランでは、国の指針に基づき、時間外在校等時間の目標と、ワークライフバランス・働きがいに関する目標を定め、計画的に働き方改革を進めます。

《数値目標》

【時間外在校等時間に関する目標】

目 標	目標値(R11)	参考値(R6)
1か月時間外在校等時間が45時間以下の職員の割合	小：100% 中：100%	小：83.8% 中：71.2%
1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の人数	0人	小：90人 中：116人

【ワークライフバランスや働きがい等に関する目標】

目 標	目標値(R11)	参考値(R6)
働きがいを感じる教職員の割合	100%	93.4%
健康診断で再検査となった教職員の受診率	100%	74.6%

※第6次藤枝市総合計画（後期計画）では、「1か月時間外在校等時間が45時間以下の職員の割合」を、令和12年度までに100%とするよう目標設定をしていますが、国の指針では令和11年度までに目標達成するよう示されています。より強力に働き方改革を進めるため、本プランにおける目標年次は、国の目標年次と同様に、令和11年度とします。

5 働き方改革推進の基本視点

働き方改革の推進に向け、次の4つを基本的な視点として取組を進めます。

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 学校における業務の適正化と組織的改善
- (3) 家庭・地域、関係機関等との連携・協働
- (4) 教職員の健康及び福祉の確保

3章 前プランにおける働き方改革の取組と成果

前プランに基づく取組を進めた結果、月平均時間外勤務や1か月あたり45時間を超える教職員の割合はいずれも減少するとともに、年次有給休暇の取得も増加しており、小中学校ともに働き方改革が進んでいます。

1 前プランで実施した主な取組

- ・教職員の意識改革
- ・出退勤管理システムの導入
- ・ICTを活用した業務の効率化
- ・部活動の地域展開の推進 等

2 成果・考察

(1) 時間外勤務時間の改善

- ・本プランを開始した令和4年度に比べ、一か月あたりの時間外勤務時間が45時間以下の教職員の割合は増加しており、一定の働き方改革が進んでいる
- ・一方で、健康障害リスクが懸念される80時間を超える教職員がおり、学校ぐるみで対応する必要がある
- ・4月(学期始め)、6月(中体連大会前)、10月(行事運営期)など、特定時期に時間外勤務が急増する傾向がある

【小学校】

年度	45時間以下	45超～80時間	80超～100時間	100時間超
R4	77.9%	21.0%	1.0%	0.1%
R5	82.3%	16.8%	0.9%	0%
R6	83.8%	15.6%	0.6%	0.1%

【中学校】

年度	45時間以下	45超～80時間	80超～100時間	100時間超
R4	65.0%	29.5%	4.3%	1.2%
R5	71.0%	25.3%	3.2%	0.5%
R6	71.2%	25.7%	2.8%	0.3%

(いずれも小数点以下第2位を四捨五入)

(2) 有給休暇取得の状況改善

- ・本プランを開始した令和4年度に比べ、有給休暇取得時間が伸びている

年度	年平均取得時間	日数換算
R4	115.3h	14.9日
R5	130.4h	16.8日
R6	128.5h	16.6日

4章 取組の実施

国の指針に基づき、学校運営協議会の意見も参考としつつ、学校の状況に応じて、取り組むことが可能な範囲で無理のない形で進めることを基本とし、継続的な改善につなげます。これらの取組は、時間外在校等時間の削減に限らず、教職員が専門性を発揮し、授業の質を高めながら、やりがいや働きがいを感じて教育活動に取り組める環境を整えることを目的としています。

1 勤務状況の把握（校長のマネジメント）

- ・校長は、全ての教職員の在校等時間を客観的な方法により適正に把握し、その状況を継続的に確認する
- ・長時間勤務が見込まれる場合には、面談等を通じて業務状況を確認し、必要な配慮や改善に向けた指導を行う
- ・出退勤管理システムを活用し、教職員のタイムマネジメント力の向上を図る

2 文部科学省の示す「業務の3分類」に基づいた業務の見直し

（1）学校以外が担うべき業務

- ・通学路の見守りなど、地域で担える活動については、学校運営協議会等を通じて、地域・関係機関との協力体制の強化を図る
- ・学校徴収金や外部対応など、学校以外でも対応可能な業務については、可能な範囲で移管を進める

（2）教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査回答や各種事務作業などは、校務支援システムの活用、事務職員や支援スタッフとの役割分担により負担軽減を図る
- ・部活動については、地域人材や部活動指導員等の活用を促進し、指導と運営の適正な分担を進める
- ・PTA や学校サポーターズクラブなどと協働し、学校が担っている業務の一部を地域とともに支える体制づくりを図る

（3）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備、評価等の負担軽減のため、校務支援システムや教材デジタル化等の ICT 活用を進める
- ・支援が必要な児童生徒への対応は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携し、学校内での共同対応体制を強化する
- ・福祉、医療、警察等の関係機関と連携し、学校だけでは対応が難しい課題への支援体制を整える

3 学校において講ずる措置の推進

- ・教育課程の編成に当たっては、授業時数・行事等を精選し、年間・週当たり授業時数の適正化を図る
- ・日課表の工夫（清掃時間・放課後活動の設定、電話対応時間の工夫等）により、勤務時間内で業務が完結できるよう調整する
- ・ICT・校務支援システムを活用し、記録業務や共有業務の効率化を進める
- ・教職員の適性やキャリアを踏まえた人員配置や、支援員・専門職を活かすことで「チーム学校」を充実させ、業務の分担を図る

4 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・勤務間インターバルの確保や、時間外在校等時間の状況把握を行い、長時間勤務が見込まれる場合には校長が早期に面談等を実施し適切な指導を行う
- ・年次有給休暇の計画的取得、定時退校日の活用などにより、教職員の心身の健康保持に努める
- ・ストレスチェックを行い、教職員の心の様子などを客観的に捉える

5章 プランの推進体制

本計画を着実に推進するためには、関係する各組織が担う役割を明確にし、学校が適正に支援を受けられる体制を整えることが重要です。

学校・教育委員会・学校運営協議会が互いに連携し、それぞれの立場から働き方改革を支えることで、持続的な改善を図ります。

<p>学校 (校長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画に基づき、「教職員の働き方改革に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という）を策定 ・業務の適正化および健康確保措置を、組織として計画的に実施 ・教職員の在校等時間の客観的把握、勤務状況を継続的に確認 ・長時間勤務者に対する、面談や業務調整 ・学校運営協議会へ基本的な方針および取組状況を報告 ・学校全体で働き方改革を進める体制・風土づくりの推進
<p>教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の策定・公表および総合教育会議への報告 ・在校等時間の把握・分析により、市全体の状況や課題の明確化 ・学校に対しての指導・助言・必要な支援 ・人事、研修、教育課程、ICT環境など制度面の整備 ・関係機関との連携により、学校が取り組みやすい支援体制の構築
<p>学校運営協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が作成する「基本的な方針」の承認 ・働き方改革の実施状況の確認、助言 ・学校との連携による、業務の適正化や負担軽減のための協力体制の構築

6章 フォローアップ（点検・評価）について

1 在校等時間等の状況把握と公表

- ・市内各学校の教職員の在校等時間の状況について、出退勤を把握し、毎年度、市教委ホームページで公表するとともに、総合教育会議へ報告する

2 学校や教職員への支援・指導の実施

- ・在校等時間が長時間となっている場合や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等に課題が見られる場合には、教育委員会が学校に対し、必要に応じて聞き取り・助言・支援を行う
- ・必要に応じて、年度途中でも改善が図られるよう、個別に助言・支援を行う
- ・ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境改善の取組を進める

3 関係機関との連携による体制整備

- ・児童生徒の支援に必要な医療・福祉人材を、市長部局や関係機関と連携して確保に努める
- ・教員業務支援員、地域ボランティア等の確保・充実に向けた体制整備を、学校運営協議会等と協力して進める

4 学校への周知・研修の実施

- ・各学校で働き方改革が着実に進むよう、本計画の内容を適宜周知し、管理職向けのマネジメント研修を充実させる
- ・各学校は、校長のリーダーシップの下、学校運営協議会の協議も踏まえて、本計画に基づく取組を推進する

5 保護者・地域への理解促進

- ・働き方改革の趣旨や「業務の3分類」の考え方について、教育委員会は市長部局と連携し、保護者や地域に周知を行う
- ・具体的な業務の分担について、保護者・地域から協力が得られるよう働きかける

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を実施
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を実施
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を実施
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

藤枝市立小中学校の働き方改革プラン

令和4年3月策定

藤枝市立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月策定

藤枝市教育委員会
藤枝市教育部教育政策課
藤枝市岡出山1-11-1

「教職員の働き方改革に関する基本的な方針（●●学校）」

1 現状（令和7年度）

校長名		教職員数		人
	45時間超/月	80時間超/月	360時間超/年	平均時間外在校等時間
人数・時間	人	人	人	0時間
割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

2 目標（令和11年度）

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする
- ・1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員数を0人にする

(2) 働きがいやワークライフバランスに関する目標

- ・働きがいを感じる教職員の割合を100%にする
- ・健康診断で再検査となった場合の受診率を100%にする

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

<p>(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し</p> <p>イ 学校以外が担うべき業務</p> <p>ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務</p> <p>ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務</p>	<p>(2) 学校における措置の推進</p>	<p>(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組</p>
---	------------------------	---------------------------------

4 今後のフォローアップ（点検・評価）について

- (1) 時間外在校等時間と教職員の勤務状況を定期的に確認し、必要に応じて業務の調整を行う。
- (2) 行事や校務分掌等について、改題が見られるまたは、過度な負担が生じている場合は、年度途中で改善を図る。
- (3) 本方針に基づく取組の実施状況及び改善について、学校運営協議会に報告し、必要に応じて意見を受ける。
- (4) 実施状況の点検・評価の結果、改善のために指導又は支援が必要と認められる場合は、教育委員会が学校に対し適切な助言・支援を行う。

「令和8年度 ●●学校 働き方改革報告書」

1 時間外在校等時間の状況

	45時間超/月	80時間超/月	360時間超/年	平均時間外在校等時間
人数	人	人	人	0時間
割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

2 目標達成状況（○/△/×）

項目	数値	結果
45時間以下/月（%）	#DIV/0!	
360時間超/年（人数）	0	
働きがい（ストレスチェック）		
健康診断の再検査実施率		

3 実施した主な業務量管理・健康確保措置

	取組内容	評価	次年度への課題
(1)業務の3分類に基づく業務見直し	学校以外が担うべき業務		
	教師以外が積極的に参画すべき業務		
	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務		
(2)学校における措置の推進			
(3)健康・福祉の確保			

4 次年度に向けた方針

--